

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「16,500円」を「18,000円」に改める。

第5条の2第1号中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「15,750円」に改める。

第7条中「11,000円」を「13,000円」に改める。

第9条中「13,000円」を「14,000円」に改める。

第21条第1号ア中「11,550円」を「12,600円」に改め、同号イ(7)中「14,000円」を「14,700円」に改め、同号イ(4)中「7,000円」を「7,350円」に改め、同号イ(6)中「10,500円」を「11,025円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「9,100円」に改め、同号エ中「9,100円」を「9,800円」に改め、同条第2号ア中「8,250円」を「9,000円」に改め、同号イ(7)中「10,000円」を「10,500円」に改め、同号イ(4)中「5,000円」を「5,250円」に改め、同号イ(6)中「7,500円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,500円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同条第3号ア中「3,300円」を「3,600円」に改め、同号イ(7)中「4,000円」を「4,200円」に改め、同号イ(4)中「2,000円」を「2,100円」に改め、同号イ(6)中「3,000円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,600円」に改め、同号エ中「2,600円」を「2,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。